

Supporter News

消費者被害防止サポーターの活動紹介

サポーターのみなさん、市町村の方々から情報をいただきました(9月～11月を紹介します)



9月16日(月) 上尾市 今泉町の敬老祝賀会【75歳以上対象】

上尾市大谷北部第二土地区画整理組合事務所大会議室にて126人の出席者に啓発グッズの配布と、架空請求ハガキへの対応などを説明し、注意を呼びかけました。



10月25日(金) 東松山市 東松山警察署管内地域安全大会にて

みもり座、東松山188の会が消費者被害防止の取組に感謝状が贈られ、東松山警察署生活安全課の職員と一緒に架空請求による特殊詐欺の手口を寸劇で紹介し、参加者約300人に注意を呼びかけました。



11月9日(土) 美里町 商工祭

9月25日に初めて消費者被害防止サポーター養成講座を開催し、15人のサポーターが登録されました。そのサポーターが職員とともに参加、啓発グッズを配布して消費者被害への注意を呼びかけました。



11月19日(火) 宮代町 第7回「みやしろ大学」

「高齢者の消費者被害を防ぐには」をテーマとした「なくす会」からの講義の後、サポーター4人が点検商法の手口を寸劇で紹介し、消費者被害に遭わないよう注意を呼びかけました。



11月22日(金) さいたま市 埼玉会館ロビー

市が作成した啓発品を配布し、悪質な被害に注意を呼びかけました。また、市内10区の区民まつりや、高齢者のサロンや体操などの場でサポーターの協力を得て市職員とともに啓発を行っています。



9月28日(土) 三郷市(写真左)

11月10日(日) 戸田市(写真右)

消費生活展のブースで啓発グッズを配布し、注意を呼びかけました。

第2回 フォローアップ研修

10月から12月の期間に、県内7会場(熊谷市・春日部市・さいたま市・越谷市・川越市・飯能市・東松山市)でフォローアップ研修を実施しました(参加人数141人、市職員1人)。

【講義】最新の消費者被害の手口を知ろう ～消費生活センターにつなごう～

消費生活相談員を講師に招き、消費生活センターが設置された目的と役割、最新の消費者被害の手口について学びました。

○埼玉県内の消費生活相談窓口

消費生活センター: 県4か所(熊谷/春日部/さいたま/川越)
市町村消費生活センター及び消費生活相談窓口: 63市町村(相互利用、他市町に相談窓口の委託を行っている自治体があります)



講義の様子

○消費生活センターの設置目的と役割

目的: 消費者がより良い消費生活を送るため、事業者と消費者の情報力や交渉力の格差を解消につなげる。

役割: ①消費生活に関する相談を受け解決のための支援

助言・あっせん・情報提供

②相談内容や相談処理を全国消費生活情報ネットワークシステム

バイオ ネット
(PIO-NET)に入力し、全国で情報を共有することで被害の未然防止や早期の発見を推進する。

③消費者被害未然防止の為の啓発

○最新の消費者被害

光回線の電話勧誘	契約中の電話会社の代理店を名乗り料金が安くなると別会社に契約させる手口で、実際には安くならずオプションをつけて料金が高くなることもある。
PCセキュリティ対策の不当請求	パソコン画面に突然「ウイルス感染」とニセの表示を行い、ウイルス除去として料金を請求する手口。
アンテナの無料撤去	「古いアンテナの無料撤去」と近づき、言葉巧みに必要の無い屋根の修繕をもちかけたり、損害保険が使えないのに、保険で修理が可能という手口で契約させる。
ネット通販の定期購入	ダイエットサプリの広告で「お試し500円」と記載があったので、1回だけのつもりで申し込んだところ、実は、4回や6回の定期購入であったため、総額が、数千円から数万円の買い物をさせる手口。

【グループワーク】

講義の内容を踏まえて、「点検商法」「光回線の電話勧誘」「火災保険で修理」の事例に基づき業者とご近所さんの会話を聞いて、サポーターとしてどのように消費生活センターを紹介するか話し合い、発表しました。

【サポーターの感想】

- ・今、消費生活センターに寄せられている事例をもっと知りたいと思った。
- ・消費生活センターが行っている活動について知る事ができ、人に紹介しやすくなったと思います。
- ・グループワークとても良かったです。消費者被害にあった方を消費生活センターに相談するよう導くのは、大変ですが、みなさんスムーズに「188」やクーリング・オフのことまで話していました。

第2回 交流会

10月から12月の期間に、県内7会場(熊谷市・春日部市・さいたま市・越谷市・川越市・飯能市・東松山市)で交流会を実施しました(参加人数126人、市町職員5人)。

【カルタをやってみよう】

8月1日(木)の第1回全体交流会でサポーターが作った啓発カルタを作りました。そのカルタを使って、県内7会場での交流会でカルタ取りを行いました。

ルールは、カルタの事例に合わせ、カルタを取った人が一言コメントをします。実際に参加者からは自分が被害に遭いそうになったこと、被害に遭わないためのポイント、及びカルタを作った時の様子など様々なコメントがあり、会場は大変盛り上がりしました。

このカルタ取りを通じて、消費者被害につながる手口や注意を伝えられることを学ぶことができたと共に、サポーター同士の交流が深まりました。

また、新たなカルタの文言の提供もあり、全部で37句のカルタが揃いました。



交流会の様子



啓発カルタ

【情報交換会】

サポーターが、グループに分かれて3つのテーマで、情報交換を実施しました。

○最近地域で耳にした消費者被害

- ・息子を装った振込み詐欺の事例
- ・慈善事業を装った靴の訪問買い取り など

○サポーターとしてやってみたこと、やってみたいこと

- ・一人での活動はなかなか難しいので、同じ人と一緒に活動したい

○カルタの活用

- ・サロンなどでやってみたい、老人会の集まりで活用してみたい など

参加したサポーター自身が実際活動したことを話すことで活動のヒントが見つかったり、自ら話すことで課題を共有できる機会になりました。市・町の消費者行政の職員が参加したグループでは、市町の取組を知ることができ、サポーターが消費生活展や市・町の啓発に参加することになるなど、連携のきっかけができました。

【サポーターの感想】

- ・子育て、介護、そして自分の余生も決して孤立しないよう、知った情報はアウトプット(発信)していく。
- ・サポーターも情報交換、そして勉強していくことの大切さを再認識しました。
- ・民生委員としても活動していくうえで、とても役に立つ研修になりました。
- ・カルタ取りの時、被害の手口が同じでも違う言い方(句)で何度もでてくるので覚えられた。
- ・今日、知り合いになられた方と次回以降もお会いしたいと思います。

2019年 12月現在 サポーターは821人になりました

今年度は、すでに消費者被害防止サポーター養成講座を6回実施し、サポーターは104人増え、県内全体で821人になりました。その際にサポーターの活動を複数のグループで行いたいなど、多くの声を聞いています。今後もサポーターの仲間を増やしていきたいと考えています。



養成講座 加須市

◎今後の消費者被害防止サポーター養成講座のスケジュール

1月22日(水)横瀬町町民会館(13時30分～16時)

1月24日(金)小川町町民会館(13時30分～16時)

1月27日(月)医療生協さいたま埼玉西協同病院:所沢市(10時～12時30分)

2月14日(金)鳩山町中央公民館(13時30分～16時)

※お近くの方などで、サポーターにご興味がある方がいらっしゃいましたら、ご紹介ください。

詳細は「なくす会」のホームページに掲載していきます。

◎サポーターと市町村との情報交換会が開催されています。

市町村からの声かけで、地域のサポーターが集まってサポーター同士や市町村との情報交換の場となっています。サポーター同士顔合わせの機会となっています。

(開催実績)

6月7日春日部市、7月17日さいたま市、8月20日川口市

8月26日加須市、10月2日熊谷市、10月28日ふじみ野市



川口市での様子

お知らせ

◎第2回全体研修会、第2回全体交流会

ご案内、参加申込書を同封しております。初めての方も是非、ご参加ください。



埼玉県マスコット
コバトン さいたまっち

お願い

◎なくす会では、引き続きサポーターの活動取材しております。

各地域での活動内容など、サポーターニュースに掲載したいことがございましたら、なくす会まで、ご連絡をお願いいたします。

発行者: 適格消費者団体 / 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel/ Fax 048-829-7444

E-mail : nakusukai.10@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

埼玉県より「消費者被害防止サポーター活動推進事業」を埼玉消費者被害をなくす会が受託しています